公益社団法人香芝市シルバー人材センター
令和５年度事業計画書

１　基本方針

まもなく我が国は団塊の世代の方々が全て７５歳となる２０２５年問題に直面します。厚生労働省の見通しによると２０２５年には７５歳以上の人口が全人口の約１８％となり、２０４０年には６５歳以上の人口が全人口の約３５％となると推計され、世界に類を見ない超高齢化社会に突入します。

「人生１００年時代」を迎えるなかで、元気で就労の意欲にあふれ、豊富な経験や知識を持った高齢者が地域の雇用や就業の場を得て社会活動に関与していく環境を整えることは極めて重要であり、多様な就業機会と高齢者との支援を行うシルバー事業の役割は益々期待が高まっています。

こうした中、香芝市シルバー人材センター（以下「センター」という。）では計画的な事業運営を図るため、令和５年度を初年度とし５年間を対象期間とする「第３次中期計画」を策定いたしました。今後はこの第３次中期計画を指針とし、より効率的で効果的な事業運営に努め、センターが地域社会の一員としての意義を果たし、その期待に応えていけるよう取り組んでまいります。

安全委員会では就業中及び就業途上における「事故ゼロ」を目指し、感染症予防策を徹底して安全意識の向上を図ってまいります。

本年度も地域の皆様に親しまれ地域に貢献するセンターを目指して、次の施策を推進します。

２　具体的な施策

（１）会員の拡充と資質の向上

①市広報紙によるＰＲのほか、新聞等の各種媒体を活用し新規会員の入会促進を図ります。

②毎月２回入会説明会を実施し、会員の確保に努めます。

③行政機関をはじめ社会福祉協議会などと情報を共有し、会員拡大に努めます。

④「会費無料期間」（１～３月の新規入会申込者を対象に当該年度の会費を無料とする）を設け、会員拡大に努めます。

⑤退会抑制に向けて、プラチナ会員制度の周知を図ります。

⑥基礎的なモラルやマナーについて、接遇講習等を通じて会員の意識の向上を図ります。

⑦派遣会員に対して教育訓練等を実施し、更なる能力や知識の向上に努めます。

（２）就業機会の確保・拡充

①行政機関や各種団体等から幅広く情報を収集し、受注機会の開拓に努めます。

②香芝市立小中学校の消毒作業など新しい生活に対応した業務の情報収集や、新たな就業機会の確保に努めます。

③介護予防・日常生活支援総合事業において、センターで対応可能な掃除などの生活支援分野で市と連携し、事業の拡大に取り組みます。

④ＳＭＳを活用した就業情報発信などに取り組みます。

（３）仕事の分かち合いと就業率の向上

①未就業会員の状況を改善するため、幅広い就業場所の開拓及び拡大に努めるとともに、シフト就業の推進やワークシェアリングに取り組みます。

②会員の年間就業率（請負・委任・派遣）８０％以上を目指します。

（4）安全就業と適正就業の推進

①安全委員会を開催し、会員の安全管理における具体的な対策及び発生事故の分析並びに再発防止策を講じます。事故発生率の高い植木の剪定や草刈りなどの屋外作業を中心に、安全就業パトロールを実施し、事故「ゼロ」を目指します。

②横断歩行者保護宣言事業所として、具体的な事故事例を元に交通安全意識の向上に努めます。

③公益法人として健全で透明性の高い法人運営と法令・定款の遵守に努めます。

（5）技能講習会の実施

①知識・技能の向上を図るため、「襖・障子張り技能講習会」、「毛筆筆耕講習会」、「草刈機操作講習会」、「植木の手入れ講習会」の技能講習会を実施します。

②技能職種会員による後継者の育成を図ります。

（6）デジタル活用支援の推進

デジタル社会の到来を踏まえ、デジタル技術を活用した事業展開や業務の効率化を図ります。

また、センターと会員間の連携を図るため、会員が積極的に活用できるようスマートフォン等のデジタル機器の操作説明会等を実施します。

（7）センター事業の普及啓発

①市民に対してセンター事業の周知を図るため当センターのホームページの活用や、ＰＲ文を掲載した窓口用封筒の提供を行います。

②市主催のイベント事業や、奈良県シルバー人材センター協議会主催のイベント事業等に参加し、センターのＰＲを図ります。

③女性会員の拡充を図るため女性会員の入会に向けた効果的なＰＲ活動の推進に努めます。

④１０月の全国一斉「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に合わせて、清掃ボランティア活動を実施します。

（8）労働者派遣事業の取組強化

従来の請負・委任形式になじまない高齢者の多様な就業形態に対応するとともに、適正就業の実現を目的とした労働者派遣事業に取組みます。

（9）安定した財政運営と運営基盤の強化

①自主・自立的な業務運営を図るため事務費率の見直しや指定管理者制度の活用、派遣事業の積極的な拡大などにより安定した財政運営に努めます。

②公益法人経営の基本である「収支相償」を遵守し、健全な法人運営に努めます。また、センター事業の効率化を積極的に進めるとともに、会員や発注者へのサービスの向上に努め運営基盤の強化を図ります。

⑽ 事務所の整備

①事務所施設の老朽化を踏まえ、計画的な維持管理を実施するため、限られた財政状況の中で施設の長寿命化を図るとともに、老朽化の度合いに応じて修繕を進めます。

②中長期的な計画修繕に使うために準備する積立を行います。